

黒部市民病院奨学金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、将来黒部市民病院（以下「市民病院」）において看護職員として業務に従事しようとする看護学生に対し奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、もって市民病院における看護職員の確保及び資質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「看護職員」とは、保健師、助産師又は看護師をいう。

2 この条例において「看護学生」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条から第22条までの規定により文部科学大臣が指定した学校又は市長が指定した養成所(以下「養成施設」という。)に在学する者

(2) 看護に関する専門知識を修得する目的で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条の規定により設置される大学院の修士課程(以下「修士課程」という。)に在学する者

(奨学生の資格)

第3条 この規則により、奨学金の貸付け又は給付を受ける学生(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 黒部市、魚津市、入善町又は朝日町に住所を有する者であること(学業のため転出している者を含む。)

(2) 富山県看護学生修学資金の貸与を受けている者であること。

(奨学金の額等)

第4条 奨学金の貸与額は、その貸与を受けようとする者が在学する次表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分			貸与額 (月額)	備考
保健師、助産師又は看護師の養成施設	大学	国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他これらに準ずる者として知事が認める者(以下この表において「国、地方公共団体等」という。)が設置する大学	14,000円	1号貸与者
		国、地方公共団体等以外の者が設置する大学	10,000円	
	大学以外の養成施設	国、地方公共団体等が設置する養成施設	18,000円	
		国、地方公共団体等以外の者が設置する養成施設	14,000円	
修士課程	国、地方公共団体等が設置する大学の修士課程		14,000円	2号貸与者
	国、地方公共団体等以外の者が設置する大学の修士課程		10,000円	

2 貸与する奨学金には、利息を付さない。

(奨学金の申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金貸与申請書を市長に提出しなければならない。

(保証人)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して奨学金の返還の債務を負担するものとする。

(奨学金の取消し)

第7条 市長は、奨学金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸与を取り消すことができる。

(1) 奨学金の貸与を辞退したとき。

(2) 富山県看護学生修学資金貸与条例(昭和39年3月31日富山県条例第57号)第7条の規定により、富山県看護学生修学資金の貸与が取り消されたとき。

(奨学金の停止)

第8条 市長は、奨学金の貸与を受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた奨学金の全額を返還しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 第2条第2項第1号に該当して奨学金の貸与を受けた者(以下「1号貸与者」という。)が、当該養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得することができなかつたとき。
- (3) 1号貸与者が、看護職員の免許を取得した後、市民病院において正規職員として看護職員の業務に従事しなかつたとき。
- (4) 第2条第2項第2号に該当して奨学金の貸与を受けた者(以下「2号貸与者」という。)が、修士課程を修了した日から1年以内に市民病院において正規職員として看護職員の業務に従事しなかつたとき。
- (5) 第11条第1項の規定により返還の免除を受ける前に業務外の事由により死亡し、又は市民病院において業務に従事しなくなったとき。

2 奨学金の返還の方法は、当該返還事由が生じた月の翌月から起算して貸与を受けた期間(奨学金の貸与を停止された期間を除く。)に相当する期間(奨学金の返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間)内において、月賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の猶予)

第10条 市長は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 奨学金の貸与を取り消された後も、引き続き当該養成施設又は修士課程に在学しているとき。
- (2) 1号貸与者については、当該養成施設を卒業した後、更に他の養成施設又は修士課程において修学しているとき。
- (3) 2号貸与者については、当該修士課程を修了した後、さらに学校教育法第97条の規定により設置される大学院の博士課程において修学しているとき。

- (4) 1号貸与者については、看護職員の免許を取得した後、市民病院において正規職員として看護職員の業務に従事しているとき。
 - (5) 2号貸与者については、修士課程を修了した日から1年以内に市民病院において正規職員として看護職員の業務に従事しているとき。
 - (6) 災害、病気その他やむを得ない理由があると認めるとき。
- (返還の免除)

第11条 市長は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した奨学金の返還を免除するものとする。

- (1) 1号貸与者については、当該養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得した後、引き続き市民病院において正規職員として看護職員の業務に従事し、その業務に従事した期間が別に市長が定める期間に達したとき。
- (2) 2号貸与者については、当該修士課程を修了した日から1年以内に市民病院において正規職員として看護職員の業務に従事し、その業務に従事した期間が別に市長が定める期間に達したとき。
- (3) 1号貸与者については、前条第2号に掲げる事由に該当しなくなった後、直ちに市民病院において正規職員として看護職員の業務に従事し、その業務に従事した期間が別に市長が定める期間に達したとき。
- (4) 2号貸与者については、前条第4号に掲げる事由に該当しなくなった後、直ちに市民病院において正規職員として看護職員の業務に従事し、その業務に従事した期間が別に市長が定める期間に達したとき。
- (5) 前各号の業務に従事した期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため看護職員として業務を継続することができなくなったとき。

(延滞利息)

第12条 奨学金の貸与を受けた者は、正当の理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき要綱で定める年14.6パーセント以下の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。